

第3回佐賀市社会教育委員の会議 議事録

■議題

(1) 公民館のあり方について

○社会教育施設から一般行政施設への移行を予定している市立公民館のあり方検討の進捗状況等について説明し、社会教育委員の意見を伺った。

(○…委員からの質疑、◎…委員からの意見、●…事務局回答)

○従来から公民館での営利的な活用については認められていたのに、なぜ公民館を一般行政施設にしないと利用が認められないとされたのか。

●これまで特定の法人や特定の団体にのみ利益が還元されるものを制限しているが、今後はその部分についても開放していきたい。

○政治政党活動の利用についても緩和されたはずなのに、なぜここは現行どおり禁止なのか。

●政治、宗教活動については、現在も中立性が保たれているもの、政治団体や宗教団体の勧誘宣伝行為がないものであれば貸出しをしており、利用を完全に制限しているということではない。

○使用料無料の欄に記載のある、サークル活動等とあるが、「等」とはどんなところまでを範囲とされているのか。

●何が地域活動団体、社会教育活動団体、市民活動団体に該当するのかについて、公民館職員を含めた、ワーキングの中で整理を始めているところである。

◎新公民館職員の社会教育に関する研修とあるが、新人職員だけでなく、館長、主事全員に対しての研修の充実をお願いしたい。

●新任職員だけでなく、全職員に対して計画的に実施したい。

◎各公民館に、社会教育士の配置をお願いしたい。

●社会教育士への期待はますます大きくなっていくものと考えており、そういった視点はしっかり入れながら進めていきたい。

○社会教育の指針の策定について、スケジュールと、どういった方々がどういう場で決めていかれるのかを聞きたい。

●公民館の一般行政施設への移管が令和7年の10月ということで進めているため、10月に間に合わせないといけないと考えている。社会教育委員の皆様にも御意見を伺いたいと考えている。

○変更後は、利用日の前月の初日から先着予約となっているが、イベントを主催する側からすると1か月前にしかとれないのは厳しい。システム改修をするならば、月単位ではなく、50日前などイベント開催の準備期間を考慮した日にち単位に設定できないか。

●イベント開催にあたり、事前準備に時間がかかるのは把握している。今の公民館の貸館の運用の中でも、公共性が高いイベントと、地域団体との連携したイベントについ

ては、早めの予約を認めており、確実に早めにイベントを実施したい場合は、公民館に相談頂いて、地域と連携していただくことをお勧めしたい。

○一般行政施設になるための実証実験だと思うが、例えば11月のものでは、主催団体により出店者から出店料を徴収されたということだが、他のときにも徴収したのか。この主催団体は市民活動団体チカラット補助対象事業者であるが、出店料を徴収してもいいのか。

●公民館の実証実験については、一般行政施設にするというよりも、多様な活用の実証実験を行った。公民館で、民間や団体が営利活動を行った場合に、どういう集客力があって、どういう効果があるのかを見させていただいたが、これによって大きい課題がわかった。それは、公民館が民間団体と連携して場所を提供して、マルシェやマーケットをやっても、なかなか人は集まらなかったということである。地域団体と連携をとらないと人集めが難しく、売上げも伸びない。11月の市民活動団体アークはチカラットの補助対象事業者であるが、協働推進課と事前に打合せをしたところ、アークのイベントはこれだけではなく、チカラットの事業として取り組んだうちのひとつであり、支出が補助金額を上回っていれば特に問題はないという事だった。実験的に出店者が幾ら位だったら出すのかというところを知りたかったので、話合いの上を取ってもらった。前3回の実験では出店料はとっていない。

○目的か今後の方針のところに、学校教育との連携を強めていくとか、自治公民館のことなどを入れなくていいのか。

●決して学校との連携を進めていかないということではなく、変更する部分を特に書かせていただいている。学校や学校教育との連携はこれまで以上に進めていくものと考えている。自治公民館については、自治公民館を公民分館とみなす、公民館分館長制度を行っていた時期があったが、自治会から、自治公民館は地域の独立組織であり、公民館の下部組織ではないとの強い反発があり、制度を見直した経緯がある。文章として自治公民館を掲載する予定はない。

○公民館職員の研修を充実させるということであれば、公民館研究大会のようなものをやらなくてもいいのか。

●公民館を新しく所管する部署と教育委員会でしっかり研修計画を立てていくので、参考にさせていただきたい。

(2) 市立図書館の大規模改修について

○市立図書館の大規模改修について、進捗状況を報告し、社会教育委員の意見を伺った。

(○…委員からの質疑、◎…委員からの意見、●…事務局回答)

○工事中は、図書館を使えるのか。

●工事期間中は休館をする。分室、分館、自動車図書館をフル活用し、できる限りサービスを低下させないようにしたい。

○どんどんの森で、アバンセ等との連携等を検討しているのか。

●アバンセが今年30周年を迎えるということで、一緒にイベントをできないか協議しており、10月に行われたイベントの際に、図書館をサテライト会場として情報発信を行う取組を行っている。今後、これから20年、30年そのエリアを活性化させて、ゆっくり皆さんで過ごして頂くということを考えれば、アバンセとの連携は重要と考えており、今後も引き続き進めていきたい。

○サウンディング事業の意図と、これをもとにどういう活動を進めていくのか聞きたい。

●図書館には、図書館機能の本質部分と遊休施設、貸館の部分などがある。本質の部分は、より強力にしていきたいと考えており、司書の機能を強化していく。本来の図書館というのは、探し物や相談事への対応、情報を提供するということであり、そこに特化できるようにしていきたい。貸館や賑わいづくりという部分は、民間もしくはその他部署との連携等を行い、分けていこうと考えている。そこで、民間の様々な知恵や力を利用できないだろうかということで、サウンディング調査を実施している。2月末までを予定しており、10社ほどが提案の意向を示しているので、いろんな話を聞きながら、20年、30年先の図書館にとって、どのような意見を取り入れていったほうがいいのかについて、企業と話をしていく段階である。

○ホームページ等で、今後の進捗状況を見ることができるとか。

●具体的に中身が決まったり、工事の状況とか始まれば、逐一報告また情報発信していきたい。ホームページだけではなくインスタグラム等いろんな形で情報発信を行っており、佐賀市スーパーアプリでも、佐賀市立図書館にアクセスができるので、そこを活用していきたい。

○立体駐車場や現在ある地下駐車場はどのように変わっていくのか。

●図書館北側に駐車場があるが、北側の駐車場と現在の図書館の入り口が離れており、利用しづらくなっているため、北側の駐車場からアクセスしやすいように改修していきたい。駐車場自体は平面を予定している。

○子どもたちや親子連れの方が多くみられるが、2年ぐらい休館になるということは、とても残念だ。アバンセの一角をその期間かりて市立図書館としての機能を動かしていくことはできないか。

●本館以外にも、分室、分館、自動車図書館があるので、逆にこの工事期間中を活用して、これらの存在をまず知っていただきたいと考えている。また、工事期間中は工事車両や工事関係者の出入りが多くなり、安全面で不安を感じている。最初は館を開けながら工事もできないか検討したが、安全面を考え、一遍閉じて工事をしようと考えたところである。

○佐賀ライブラリーパーク構想ということだが、パークのほうに引きずられて、ライブラリーをどう充実させていくのかという観点が欠落しているのではないか。

- 図書館本館を利用していない市民が7割いらっしゃることから、まずは、図書館に来るきっかけとして体験を増やし入口の部分をつくる。もう一つは、本来の図書館の機能であるレファレンス機能、調べものの部分を強化していきたい。図書館の本質の部分のみに特化できるような仕組みをつくり、導入部分に関しては、民間の力を借りていきたいと考えている。
- 障害者や子どもは利用しやすくなるのか。またころごしの森のように公園と一体的に整備をするのか。
- 今現在進めている基本設計の中で、これまでの基本構想、基本計画のときにいただいた意見をできる限り設計に反映できるよう検討している。
- 電子図書を借りることができるようになるのか。
- 電子図書館システムを、令和5年の6月から試験運用しており、現在、本格稼働に入ったところである。この電子図書館システムは、「広く浅く」ではなく、特に子ども向けに「狭く深く」というふうにしている。理由としては、現在、発達障害の子や、読書にあまり触れる機会がない子どもたちが多いということもあり、また、学校での朝読の時間に活用できないかということもある。学校で配付されている一人一台端末に佐賀市立電子図書館のアイコンをつけ、小中学生が自由にアクセスできるようにしていく。この取組について、現在、様々な企業から寄附がなされ、図書を充実させているところである。
- テレワーク対応のための施設設備ってのは一体どういうものなのか
- Wi-Fi環境の強化、テーブルごとの電源設置等、様々な要望を頂いており、それにできる限り応えたい。また、できればオンラインプレゼンテーションができるような部屋を設けたいと考えている。もう一つは、テレワークで図書館にお越し頂いたときに、例えば知的財産の相談などにも対応できるよう、図書館司書の本来の得意分野である、調べたり、アドバイスをしたりというところを強化していきたい。